

## 秋田赤十字病院 セカンドオピニオン外来のご案内

### セカンドオピニオン外来の目的

セカンドオピニオン外来では秋田赤十字病院以外の医療機関に入院または通院されている患者の方々を対象に、当院の専門医が主治医の先生からの情報等をもとに、診断内容や治療法に関する意見・判断を提供いたします。その意見や判断を、患者の方々がご自身の治療に際しての参考にさせていただくことが目的です。患者の方々からのお話や主治医の先生からの資料の範囲で判断をくださることになります。

### セカンドオピニオン外来の対象となる方

患者の方々ご本人の相談を原則といたしますが、同意書をお持ちになればご家族だけでも相談が可能です。尚、患者の方々が未成年の場合には、続柄を確認できる書類（健康保険証など）をお持ちください。

### 対応可能な診療科

○ 対応可能な診療科

内科、腎臓内科、代謝内科、血液内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腫瘍内科、精神科、小児科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、救急科、緩和ケア内科、病理診断科

平成 27 年 4 月現在 30 科

### 相談の内容

セカンドオピニオンは現在の診断・治療に関する意見を提供することが目的のため検査や治療は行いません。相談内容は以下の通りです。

- ・ 外科的治療法と内科的治療法で迷われているとき
- ・ 現在の治療に不安を感じる時
- ・ 大きな外科的手術を受けるように勧められているとき
- ・ その他

※ ご連絡の内容について、セカンドオピニオン外来窓口（地域医療連携室）が予め担当する医師と 相談内容の検討をいたします。内容によってはお受けできない場合もございますのでご了承ください。

※ 医師の指定がある場合以外は、相談を担当する医師は当院の専門性を考慮して当方で決定いたします。

### セカンドオピニオンをお受けできない場合

- ・ 過去の医療に関する事項で主治医等に対する不満、転医の希望など
- ・ 死亡した患者の方々を対象とする場合
- ・ 医療費の内容、医療給付に関する相談
- ・ 医療訴訟の問題等、直接の治療以外に関するもの
- ・ 主治医が了解していない場合
- ・ 相談内容が当院の専門以外である場合

### 相談時間および費用

セカンドオピニオン外来は自由診療で行われます。健康保険は使えませんのでご注意ください。1人について30分程度を見込んでいます。原則として1人の医師が相談を受けた後、主治医の先生への報告書を作成いたします。

紹介状を書いていただいた主治医の先生への報告書の作成を含め費用は10,000円（税込み10,800円）です。料金をご相談が終了した後にお支払いいただきます。お問合せ、ご予約には料金はかかりません。キャンセルも可能です。

### 相談までの流れ ※相談は完全予約制です

お電話にて秋田赤十字病院地域医療連携室（TEL 018-829-5233）にご連絡ください。担当者が大筋を伺った後、以下の書類をお送りいたします。

- ①「セカンドオピニオン外来のご案内」
- ②「セカンドオピニオン申込書」
- ③「セカンドオピニオン同意書」

↓

申込書を郵送もしくはFAXにてお送りください。申込書に基づき各科医師に予め相談内容を確認し、受け入れが可能な場合は相談日を決定しご連絡いたします。主治医の先生に診療情報提供書を作成していただき、資料をお借りください。

相談当日は新患受付へお越しください。

主治医の先生への報告書は当日お渡しするか、または郵送させていただきます。

### 相談に際して必要なもの

- ①相談者がご本人以外の場合は「同意書」、ただし患者の方々が未成年の場合はご相談者との続柄を示す書類（健康保険証など）
- ②主治医の先生に書いていただいた診療情報提供書
- ③出来る限りの検査資料をお借りしてお持ちください。
  - 1) 血液検査の結果
  - 2) 超音波検査の結果と画像
  - 3) 内視鏡検査の結果と画像
  - 4) レントゲン検査・MRI検査・CT検査の実物フィルム
  - 5) 病理検査の報告書など

### ご注意

主治医の先生からの情報や検査資料がない場合には一般的なお話しができず、有効なセカンドオピニオンは提供できませんので、診療情報提供書と検査資料を必ずお持ちください。

### お申込み・お問合わせ先

秋田赤十字病院

地域医療連携室 セカンドオピニオン外来受付担当

〒010-1495

秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1

TEL 018-829-5233

FAX 018-829-5222

（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く、午前9：00から午後5：00）